

# 福島県土地利用基本計画書の概要

## 1 本計画の役割

【計画の役割】  
・ 県総合計画の県づくりの理念など、総合計画の基本的な考え方を踏まえ、土地利用の観点から総合計画の実現を目指す計画  
・ 限られた資源である県土の適正な利用に関する基本方針  
・ 国土利用計画法に基づく土地取引規制や県土利用に関する他の諸法律に基づく計画の行政上の指針（県の他の計画の基本）  
【計画の期間】 令和4年度から令和12年度までの9年間

総合計画の部門別計画としての役割  
国土利用計画としての役割  
土地利用基本計画としての役割

## 2 県土利用の基本方針

### (1) 県土利用の基本理念

- ・ 公共の福祉の優先
- ・ 土地の適正な利用と管理
- ・ SDGsの視点
- ・ 持続可能で活力ある県土の形成

### (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

- ・ 複合災害からの復興の進展
- ・ 人口減少・少子高齢化の進行
- ・ 自然災害の頻発化・激甚化
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大

### (3) 県土利用の現状

- ・ 県土面積 137万8千ha  
農地10%、森林71%、宅地4%、  
水面・河川・水路3%、道路4%、他8%
- ・ 原子力災害による避難指示区域等  
県土面積の2.4%(H23年時点約12%)

### (4) 県土利用における課題

- ・ 複合災害からの復興の進捗を踏まえた土地利用
- ・ 人口減少・少子高齢化社会における県土の管理水準の低下への対応
- ・ 深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保
- ・ 景観や自然環境への配慮と適切な県土管理
- ・ 新型コロナウイルス感染症と国土利用のあり方

### (5) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）

#### ア 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用

複合災害からの復興・再生

- ▶ あらゆる主体の連携・共創により、複合災害を乗り越え、その先にある県土の姿に「誇り」・「希望」・「夢」を持ち、新たなチャレンジが可能な世界のモデルとなるような復興・再生を目指す。
- ▶ 複合災害等により被災した生活基盤・産業インフラの復旧・復興を推進し、誰もが生き生きと生業を営み、自分の夢や将来に「挑戦」できるような県土づくりを目指す。

【県総合計画の政策分野】 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生等

#### イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用

産業振興  
地域活性化

- ▶ 再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに関連産業の育成・集積を図る。
- ▶ 移住希望者等が安心して暮らすことができるよう、多彩な地域資源を生かして受入体制の整備を推進するとともに、交流人口の拡大により地域活性化と土地利用の効率化を図る。

【県総合計画の政策分野】 福島への新しい人の流れづくり等

#### ウ 県土の安全性を高める土地利用

防災・減災  
国土強靱化

- ▶ 災害発生時の被害を未然に防止する「防災」だけでなく最小化を図る「減災」の考えの下、災害が発生しても速やかな復旧・復興が進むような強くなやかな県土づくりを目指す。
- ▶ 水循環の観点も取り入れ、農地や森林を始め土地の有する多面的な機能を生かして保水機能の向上を図るなど、流域全体としての災害対策を推進する。

【県総合計画の政策分野】 災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり

#### エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

再エネ  
脱炭素社会

- ▶ 脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、都市機能や住居を中心市街地等に集約し、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指す。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用状況や、防災、自然環境への配慮はもとより、適切な維持管理、事業廃止後の撤去など地域との共生を重視し、持続可能な社会の実現に向けた適切な県土利用を推進する。

【県総合計画の政策分野】 再生可能エネルギー先駆けの地の実現等

#### オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

環境・共生

- ▶ 都市の中心部では、緑とオープンスペースの保全・創出を推進するとともに、快適で個性豊かな都市環境を形成し、魅力と活力ある都市空間の創造に向けた土地利用を推進する。
- ▶ 里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、歴史的・文化的風土の保存など、豊かで多様な自然環境の保全を図るとともに、地域資源を生かした県土利用を推進する。

【県総合計画の政策分野】 環境と調和・共生する県づくり等

## 3 計画の実現に向けた措置の概要

### (1) 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を核として様々な分野における新たなチャレンジが可能な地域の実現
- ・ 地域の歴史や文化、自然環境など地域資源を最大限生かし、暮らす人にも訪れる人にも快適で誇れるふくしまの県土づくりの推進
- ・ 複合災害からの復興に向け、空間線量率の低減に向けた取組の推進及び放射線に対する不安解消の促進

### (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用

- ・ 再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入拡大
- ・ 新しい働き方や暮らし方のスタイルを移住・定住等につなげ、交流や長期滞在しやすい環境整備をデジタル化を含めて推進
- ・ 県内7地域相互や県外との広域連携を強化するとともに、地域間の連携・交流を支え、地域力を高める広域道路網整備の推進

### (3) 県土の安全性を高める土地利用

- ・ 自然災害の被害を未然に防止する「防災」と、被害の最小化を図る「減災」の、ハード・ソフトが一体となった対策の推進
- ・ 土砂災害等のリスクの高い地域の土地利用制限やより安全な地域への居住の誘導など、被害を最小限に抑える土地利用の推進
- ・ 水害への取り組みについては、水循環の視点から流域本来が有する保水機能の向上や貯水施設の整備などの「流域治水」の推進

### (4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた自然環境と調和する再生可能エネルギーの導入促進
- ・ SDGsの視点による、自然との調和や環境負荷の低減を重視
- ・ 様々な主体の連携により、AIやIoTなど最先端のデジタル技術を活用し、新たな生活支援サービスの提供やコミュニティづくりなどを目指したスマートシティを推進

### (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

- ・ 土地利用の不可逆性や多面的機能に配慮し、農地や森林などの転換に当たっては、自然災害等に対する安全確保や流域における水循環や環境保全に配慮した慎重かつ計画的な実施の促進
- ・ 自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などの優れた自然環境の保護と適正利用

### (6) 国土利用計画法等のマネジメントの推進

- ・ 国土利用計画法及び関連する土地利用関係法令等の適切な運用
- ・ 土地利用に関する諸計画の充実、関係機関相互の情報の共有と広域的な影響を踏まえた連携、調整による、適正かつ合理的な利用の確保・維持
- ・ 地域の土地利用の基本となる市町村計画については、地域の実情に応じた計画の策定と運用を支援

## 4 県土の特性を踏まえた地域別の土地利用の基本方向

県北 県中 県南 会津 南会津 相双 いわき

- ・ 交通アクセスの優位性や成長が見込まれる産業分野などの地域の特性を生かしながら、各地域が目指す土地利用の方向性

## 5 地域区分ごとの土地利用の原則

- 土地利用基本計画図に示された次の五地域区分ごとの土地利用の原則
- ・ 都市地域・・・ 一体の都市として総合的に開発、整備、保全を図る。
- ・ 農業地域・・・ 総合的に農業の振興を図る。
- ・ 森林地域・・・ 林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る。
- ・ 自然公園地域・・・ 優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る。
- ・ 自然保全地域・・・ 良好な自然環境の保全を図る。

## 6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- ・ 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域のうち、重複している地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向